

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係 TEL728-2111

不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住 所	電 話
仲裁相談センター	東京都江戸川区小松川 1-7-27 中央ビル 2 F	03-4485-1341

1 市民からの相談件数 (平成 25 年 10 月 31 日現在)

相談件数	相 談 受 付 時 期
1 件	平成 25 年 10 月下旬

2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相 談 事 例
70 代男性	<p>契約販売会社と債権回収会社が裁判所に訴状を提出したとの内容確認通告書と記載されたはがきが届いたが全く心当たりがない。</p> <p>契約に関する紛争問題で、相手が訴訟を起こしたという内容が書いてあるが、詳しいことは電話して聞くよう書かれている。</p> <p>自分には身に覚えがないが対処法はどのようにしたら良いか。</p>

3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

内容確認勧告通知

< 紛争処理に関するご確認依頼 >

通知番号 平成 〇〇 年 〇〇 第 〇〇〇 号

本状は、契約販売業者及び、回収業者があなたに対して主張している紛争問題が解決できない為にやむなく裁判所に訴状を提出された事を通知します。尚、原告側となる業者名、内容などの詳細におきましては、ご本人様より直接、当センターにお問い合わせのうえご確認ください。

故意に放置した場合は原告側の訴状が仮執行宣言のもと、執行官立ち会いにより、給料・不動産物の差し押さえとなる場合がありますので十分にご注意ください。

当相談センターは、保全の立場から紛争問題の仲裁などを目的とした中立機関です。当相談センターがあなたに対して訴訟を起こしているのではありません。

近頃、悪質商法などの手口として個人情報悪用されるといった事例も多く見受けられます。もし、全く身に覚えがない場合には、悪質業者による被害の可能性も十分に考えられますので、早急にご連絡頂き、ご確認くださるようお願い致します。

〈相談窓口〉 **03-4485-1341**

受付時間 9:00 ~ 18:00 (土・日、祭日を除く)

仲裁相談センター

〒133-0054 東京都江戸川区小松川1-7-27 中央ビル 2F